

第3章 望ましい環境像・計画の目標

1 望ましい環境像

本環境基本計画における掛川市の目指すべき環境像を以下のように設定します。

未来に伝える豊かな地球 環境を大切にすまち かけがわ

私たちの住む地球は、動植物等の全てのものが関わり合って絶妙なバランスの中で成り立っています。

しかし、私たちは、快適さを追求するあまり、資源やエネルギーを大量消費し、地球の再生能力を超える負荷をかけ続け、また、そこに住む全ての生物に悪影響を与えているのが現状です。

この地球は、現在住んでいる私たちだけのものではなく、未来へと引き継いでいかなければならないものです。私たちは、これまでの考えを改め、持続可能な循環型社会を構築するため、この環境基本計画を策定し、自分たちの身の回りから積極的に活動していくことに決めました。

2 基本理念

目指すべき環境像を実現するため、私たちは、環境基本条例第3条で定めた基本理念を基に、5つの基本理念を定め、計画を実行していきます。

(1) 将来にわたる豊かな環境の恵みの享受

私たちは、持続可能な社会を目指して個々の生活や経済活動を見直し、省エネルギー・省資源化、太陽光や風力、バイオマス等の新エネルギーの活用を推進することで大切な資源の消費を抑制し、廃棄物の再資源化による物質循環を進め、環境への負荷を出来る限り低減した「循環型社会」の形成を進めていきます。

このため、不要なものは手に入れない（Refuse・リフューズ）、必要以上にものを手に入れない（Reduce・リデュース）、使えなくなるまで繰り返し使う（Reuse・リユース）、使えなくなったものは再び資源として活用するように処理する（Recycle・リサイクル）の取り組みを「4R運動」とし、この考えを理解して生活様式や経済活動を見直し、便利すぎる社会から不便を感じない程度の社会への転換に取り組みます。

(2) 地球的視野から持続的発展が可能な社会の構築

環境問題への取り組みは、「地球規模で考え、地域で行動する。地域で考え、地球規模で行動する。」という言葉に代表されます。

市民の一人ひとりが、日常の生活において地球のことを考え、現在から子や孫の時代までを見据えるとともに、地域の中で今すべきことを積極的に行動に移し、その成果として、全ての人が地球規模の環境問題に積極的に関わるのが非常に重要です。

(3) 自然と人との共生及び生物多様性の保全

自然環境は、生態系が微妙な均衡を保つことにより成り立っており、人間が生存する上で必要不可欠な基盤です。環境は自然生態系の微妙なバランスの下に成立していることを認識し、環境の保全と創造を進めていく必要があります。

このため、持続可能な人と自然の共生を実現していくためにも、保全すべき部分は維持・保全し、自然に手を加える部分については極力自然環境に配慮し、地域の自然環境に負荷の少ないものとしていきます。さらに、市内全域で在来植生に配慮した緑化を進め、自然の失われた土地に在来種による新たな緑を復元するとともに、海岸部・ため池等における外来生物の侵入抑制など、地域固有の生物多様性の保全を進め、人々の生活と自然環境の調和の図られた、美しい市域の形成を進めます。

(4) 健康で文化的な生活を享受

地球環境にやさしく、さらに様々な場面において健康で文化的な、よりよい生活環境を確保していくためには、過大な便利さを求めることなく、環境保全と利便性のバランスに配慮した生活をしていく必要があります。

普段の日常生活の中でも、個々の生活様式や嗜好の差などにより、数多くの問題が発生しています。これらの解決のためには、我々は地域の中で相互扶助のもと暮らしていることを認識し、その上で地域住民・事業者・行政等が連携し、生活環境問題を解決していく活動を進め、それらを発展させて、良好な地域環境の保全と創出に繋げていきます。

(5) 協働による環境保全活動の推進

本市においては、市民等がまちづくりに積極的に参加することで、市民等、市議会、市長等（行政）が協働して公共社会を支えていくという自治の姿を構築するために、平成25年に掛川市自治基本条例が制定されるとともに、平成27年度には、本条例に基づき、掛川市協働によるまちづくり推進条例も施行されました。

環境保全活動についても、まちづくり推進条例を活用した取り組みを積極的に進めるとともに、「いのちを守る「希望の森づくり」プロジェクト」のような、市民・事業者・行政の協働による取り組みの仕組みを構築していきます。

3 基本目標

「望ましい環境像」を実現するため、「基本理念」を踏まえた上で、目指すべき4つの「基本目標」を定めます。

基本目標Ⅰ エネルギーや資源を無駄なく有効に利用したまちづくり

推進項目 地球温暖化防止の推進

- ・再生可能エネルギーの導入、省エネルギー化、緑の保全による温暖化対策の推進とこれらの連携によるスマートシティ化の推進

基本目標Ⅱ 次代に残す豊かな自然を守り育てるまちづくり

推進項目 自然環境の保全と緑化の推進

- ・生物多様性の保全、海岸、河川、ため池、森林及び農地等の多様な自然環境の保全と水循環

基本目標Ⅲ 安全で良好な生活を守るまちづくり

推進項目 良好で健康的な生活環境の確保

- ・水質汚濁・大気汚染・騒音・振動・悪臭等の公害の防止、緑化の推進、歴史的背景を持った景観等の保全

基本目標Ⅳ みんなで学び地域で取り組むまちづくり

推進項目 環境学習の推進と地域環境力の向上

- ・大気・水質・土壌・野生動植物等に関する環境学習の推進、児童・生徒・市民・事業者への学習の場の提供及び地域や個人の環境保全活動への支援

基本目標Ⅰ エネルギーや資源を無駄なく有効に利用したまちづくり

推進項目 地球温暖化防止の推進

基本目標の解説

地球温暖化の主な原因は、私たち人間の生活や事業活動であることが、気候変動に関する政府間パネル（IPCC）の第4次報告書で示されています。私たち人間の生活や事業活動によって排出される温室効果ガスは、地球の気候を急速に変動させています。

掛川市は、二酸化炭素を含む温室効果ガスの排出量削減のために、静岡県内で最も早く、市民及び市内に通勤や通学、事業活動をする者、さらに本市への来訪者を対象にした温暖化対策計画を策定し、実践してきました。現在は、平成24年度に第2期計画を策定し、温室効果ガスの排出量削減に継続して取り組んでいます。

本市で発生する温室効果ガスの大部分（97%）を二酸化炭素が占めています。これはほとんどが化石燃料を燃焼することによって発生していることから、この対策として、エネルギーの消費量削減、化石燃料以外への代替、排出された二酸化炭素を吸収し、長期間固定化することが挙げられます。

具体的には、経済的に大きなメリットのある省エネルギーを進めると同時に、地産の再生可能エネルギーの利用等を推進します。太陽光発電や風力発電は、国・県・市の支援制度、さらに、今後は太陽熱利用、小水力発電、バイオマスの利用等についても一層の普及を図ります。

また本市では、市域面積の43%を占める森林を、二酸化炭素を吸収源として保全するとともに、木材製品として長期間安定して固定する取り組みを進めます。同時に、森林やまちなかの緑によりヒートアイランド現象等を抑制し、冷暖房用エネルギーの消費を抑制する取り組みを進めます。

さらに、技術、人材、資金等が不足しがちな家庭や中小企業を中心に、省エネルギー行動や設備の普及を推進し、かつ一般廃棄物削減も、発生量の抑制と再利用を施策の両輪として推進します。

<成果指標>

指標	現状値	目標値
市内で消費される電力のうち再生可能エネルギーが占める割合	6.9% (平成26年度)	11.0% (平成37年度)
地球温暖化防止の推進に向けたエネルギーの指標として、日常生活に関連の高いエネルギーについて指標を設定します。市内戸建て住宅2割への太陽光発電設備の設置や民間での各種発電事業を推進し、4%増を目標とします。		
一人一日あたりのごみの総排出量	645g/人・日 (平成26年度)	580g/人・日 (平成37年度)
地球温暖化防止に寄与する指標のうち、市民に身近な指標として設定します。目標値は、国や静岡県の目標値との整合を図り、10%の減少を目指します。		

<基本方針>

- 1 スマートシティ（環境配慮型都市）の実現
- 2 地産エネルギー資源有効活用の推進
- 3 緑の保全による温暖化対策の推進
- 4 家庭及び中小事業所における省エネ・リサイクル活動の推進

基本目標Ⅱ 次代に残す豊かな自然を守り育てるまちづくり

推進項目 自然環境や生物多様性の保全の推進

基本目標の解説

私たちのまちは、北部の山間地から中央部の里地里山、南部の海岸まで、あるいは市内を流れる河川など、多様な自然環境を有しています。しかし土地の開発整備や動植物の乱獲、里地里山や人工林の荒廃、耕作放棄地の発生、外来種による地域固有の生態系のかく乱などにより、貴重な自然環境の荒廃や質の低下が見られます。

自然は、生命を育むとともに、私たちに経済活動や生活のための基盤、資源、あるいは暮らしに潤いや安らぎを提供するものであり、私たちの豊かな生活、文化、精神の基礎に必要不可欠なものです。

私たちは、このような自然について、理解し、認識を深め、共通の財産として保全・育成・活用し、後世に承継することを進めていきます。

このため、豊かな自然環境を守り育てていくために平成18年7月に施行した「掛川市自然環境の保全に関する条例」に基づいて積極的に施策を進めていきます。また、自然環境とこれらを構成する池や川などの水辺、森林、海岸、里地、里山を保全し、有効に利活用していきます。特に、世界農業遺産に認定された茶草場農法地や河川、ため池は、多種多様な生物の大切な生息環境であることから、茶草場農法の保全・継承、水量の確保、水の循環機能の維持、回復により健全な生態系を守るとともに、自然と人が共生するまちを創造していきます。

<成果指標>

指標	現状値	目標値
市内の耕作放棄地面積	1,044ha (平成 26 年度)	1,044ha (平成 37 年度)
農業従事者の高齢化や後継者不足、価格の低迷等に起因する農地の荒廃が深刻化するなか、耕作放棄地の面積を指標として設定します。目標値は、現状の水準を維持することを目指します。		
市内の森林材積量	2,406 千 m ³ (平成 27 年度)	2,406 千 m ³ (平成 37 年度)
森林の保全・活用のための指標として、市内の森林材積量を設定します。木材、エネルギーとして消費をしながら、適正に管理を行い、現在の水準を維持することを目指します。		
茶草場農法実践認定者の戸数	253 戸 (平成 26 年度)	300 戸 (平成 37 年度)
茶草場農法が生物多様性に寄与する農法であることから、生物多様性の保全のための指標として設定します。茶草場農法により生産された茶の高付加価値化を図り、平成 37 年度に 300 戸に維持・拡大することを目指します。		

<基本方針>

- 1 生物多様性の保全
- 2 海岸部の保全と活用
- 3 森林の保全と活用
- 4 里地里山・河川・ため池などの保全と活用
- 5 水循環の確保

基本目標Ⅲ 安全で良好な生活を守るまちづくり

推進項目 良好で健康的な生活環境の確保

基本目標の解説

私たちの身の回りでは、さまざまな環境負荷が存在し、生活に影響を及ぼしています。事業所等が発生源となる公害はもとより、家庭雑排水による河川の汚濁、野焼きによる悪臭やばい煙の発生、さらに、不法投棄、ペットの飼育環境等、家庭生活における配慮を欠いた行動が快適な環境を損ねている場合もあります。

食については、安全安心な食の確保が求められていますが、加工品への食品添加物や遺伝子組み換え作物などの使用の不安や輸入農作物の農薬使用への不安があると同時に、農薬等が自然環境に与える負荷も問題とされています。

景観や歴史的環境は、私たちの生活と深く結びつき、潤いや安らぎ、落ち着き等の精神的な恵みを与えてくれるものとして、かけがえのない市民共有の財産となっています。

潤いのある安全で快適な生活環境を創造し、住みよいまちをつくっていくために、「掛川市良好な生活環境の確保に関する条例」に基づいて、大気や水質、騒音、悪臭等の事案発生の低減や、空き地・空き家の管理を進めるとともに、地域の景観や歴史的環境の保全を積極的に進めます。

また、食べ物等についても環境保全型農業や地産地消などの推進を図り、安全、安心な食品の生産と消費の意識の推進を図ります。

<成果指標>

指標	現状値	目標値
「(お住まいの地域が) 清潔できれいな生活環境が保たれている」と思う市民の割合	83.0% (平成 27 年度)	85.0% (平成 37 年度)
生活環境の向上を図るため、市民意識調査の結果を設定します。本指標は、現状においても高い水準ですが、さらなる改善を目指し、目標値はさらに高い数字を設定します。		
汚水衛生処理率	63.1% (平成 26 年度)	75.0% (平成 37 年度)
生活に重要な水質の浄化を進めるため、汚水衛生処理率を指標として設定します。今後も着実に事業を推進することにより、市内の 4 分の 3 の人口において汚水が衛生的に処理されることを目指します。		
学校給食における地場産物活用率 (食材ベース)	50.3% (平成 26 年度)	56.0% (平成 37 年度)
安全な食の提供と農業振興を図る指標として、学校給食の地場産物(掛川市内産)活用率を設定します。市内生産者や流通業者との連携強化に努めていきます。		

<基本方針>

- 1 生活排水の浄化推進
- 2 人にも環境にも安全な食の確保
- 3 不法投棄の対策
- 4 安心して住み続けられる居住環境の確保
- 5 自然と触れ合う空間の創造
- 6 景観・歴史的環境の保全

基本目標Ⅳ みんなで学び地域で取り組むまちづくり

推進項目 環境学習の推進と地域環境力の向上

基本目標の解説

望ましい環境像を実現するためには、市民、事業者、環境保全団体、行政の全てが、環境の保全と創造のための取り組みを着実に実践していかなければなりません。

環境について学び続け、個人や家庭のライフスタイルの改善、地域や地球規模の環境問題の解決、循環型社会の構築等、より良い環境を創造していくためには、個人や企業など様々な主体での具体的な取り組みが重要であるため、各種の機会をとらえて啓発活動等を積極的に実施していきます。環境保全活動の市民への浸透を表すバロメーターとして市民団体やNPO法人の活動が挙げられますので、新たな団体の結成やより一層の活動の活性化が図られるよう今後も積極的な支援を行います。

また、環境の基盤となる土地や地域の特性、環境の現状等について学び、様々な場所や機会を利用した環境学習、環境保全活動の実践を進めることにより、環境基本条例に基づいて地域と行政が、協働して環境保全に関する協定を締結する等、地域環境力の向上を図ります。

<成果指標>

指標	現状値	目標値
環境楽習共育講座※の年間開催回数	20回 (平成26年度)	31回 (平成27年度)
環境学習推進のための指標として、市内の小中学校で実施している「環境楽習共育講座」の回数を指標として設定します。目標値は、市内全小中学校数を超えることを目指します。		
環境マネジメント取組事業所数 エコアクション21、 ISO14001、 ISO14001 群審査、 かけがわEMS取得 など	122 事業所 (平成27年度)	150 事業所 (平成27年度)
事業所における環境への取り組みに関する指標として、エコアクション21やISO14001などの取組事業所数を設定します。群審査制度の導入推進等により取組事業所2割増を目標とします。		

※市内の小中学校における「環境楽習共育講座」

<基本方針>

- 1 学校における環境教育の推進
- 2 市民・地域の環境学習の推進
- 3 事業所における環境に配慮した活動の推進
- 4 環境団体の活動推進